

魚沼市景観計画

概要版

愛する魚沼 ～美しく豊かな景観を未来へ～



目次

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 魚沼市の景観
- 第3章 景観計画区域 (法 第8条第2項第1号)
- 第4章 良好な景観の形成に関する方針 (法 第8条第3項)
- 第5章 良好な景観の形成のための行為の制限 (法 第8条第2項第2号)
- 第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 (法 第8条第2項第3号)
- 第7章 屋外広告物の制限に関する事項 (法 第8条第2項第4号イ)
- 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項 (法 第8条第2項第4号ロ、ハ)
- 第9章 景観づくりの推進

魚沼市

第1章 計画の策定にあたって

本市では、今後も豊かな景観資源を守り、魚沼市らしい景観づくりを行っていくために、これまで運用してきた景観基本計画を踏まえながら、景観法を活用した新たな計画として「魚沼市景観計画」を策定することとしました。

魚沼市景観計画は、本市の景観づくりに関する基本的な方向性を定めるとともに、これまで行ってきた景観づくりの取り組みを充実・強化し、一層の推進を図ることを目的とします。

策定の目的

- 魚沼市の豊かな資源や文化を守り育て、よりよい景観を次の世代に継承すること
- 魚沼市の各地域が誇る景観資源を磨き上げ、快適な生活環境づくりや観光活性化などにつなげること
- 市民と行政の協働による景観づくりを推進し、市民による自主的なまちづくり活動につなげること

第2章 魚沼市の景観

(1) 魚沼市の景観資源

■ 自然的景観

① 山や植生などの景観



② 河川や湖等の景観



■ 歴史・文化的景観

① 田園や集落、まちなみ等の景観



② 史跡や建造物等の景観



③ 風習や生業、活動等の景観



(2) 景観づくりの課題

- 良好な景観の維持・保全・形成に関する課題
- 景観を阻害する要素・要因の抑制・改善に関する課題
- 担い手の育成に関する課題
- 景観づくりに関する活動の支援・推進に関する課題

第3章 景観計画区域

景観計画区域は、都市や農山村等と一体的な景観を有している地域において、良好な景観の保全・形成を図る区域を指定します。

本市の景観資源は、広く市全域に存在しており、これらの良好な景観の保全や形成を図るため、魚沼市全域を景観計画区域に指定します。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観づくりの基本方針

良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政がイメージを共有するための将来の目標像と目標像を実現するための取り組み方針を以下のように設定します。

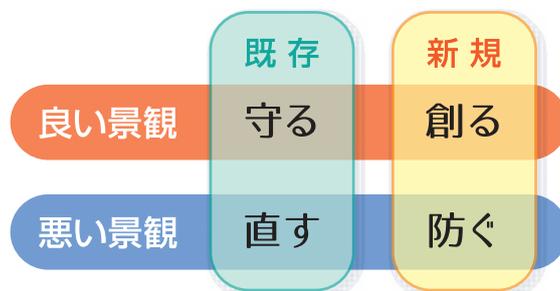
■ 景観づくりの目標像

愛する魚沼 ～美しく豊かな景観を未来へ～

■ 景観づくりの取り組み方針

1 魚沼らしい良好な景観の保全と創出

- 今ある良好な景観の維持・保全
- 地域の特徴を活かした新たな景観づくり
- 景観を阻害する行為の未然防止
- 景観を阻害している要素の改善



2 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進

- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、協働による景観づくりに取り組む

市民 景観づくりの主体として、地域の良好な景観づくり

事業者 各分野の事業活動を通じて、景観づくりへ貢献

行政 市民や事業者が行う景観づくりの支援、景観づくりに関する周知・啓発・普及

3 行政の先導による景観づくりの推進

- 公共施設等の修景や整備時における積極的な景観への配慮
- 市民や事業者への意識醸成や市民主体の景観づくりの促進
- 地域固有の建築物や樹木等の景観資源の保存や維持管理の促進

(2) 区域別の景観づくりの方針

景観計画区域を5つに区分し、各区域の特性に応じた景観形成方針を定め、景観誘導を図ります。

項目	方針										
<table border="1"> <tr> <td>商業地区域</td> <td>● 歴史や文化と調和したにぎわいのある商業地景観の形成</td> </tr> <tr> <td>工業地区域</td> <td>● うるおいと親しみを感じられる工業地景観の形成</td> </tr> <tr> <td>住宅地区域</td> <td>● ゆとりや落ち着きのある住宅地景観の保全・形成</td> </tr> <tr> <td>田園農村区域</td> <td>● 地域の営みを感じる美しい田園景観の保全・形成</td> </tr> <tr> <td>自然山間区域</td> <td>● 魚沼市を象徴する雄大な自然景観の保全・形成</td> </tr> </table>	商業地区域	● 歴史や文化と調和したにぎわいのある商業地景観の形成	工業地区域	● うるおいと親しみを感じられる工業地景観の形成	住宅地区域	● ゆとりや落ち着きのある住宅地景観の保全・形成	田園農村区域	● 地域の営みを感じる美しい田園景観の保全・形成	自然山間区域	● 魚沼市を象徴する雄大な自然景観の保全・形成	
商業地区域	● 歴史や文化と調和したにぎわいのある商業地景観の形成										
工業地区域	● うるおいと親しみを感じられる工業地景観の形成										
住宅地区域	● ゆとりや落ち着きのある住宅地景観の保全・形成										
田園農村区域	● 地域の営みを感じる美しい田園景観の保全・形成										
自然山間区域	● 魚沼市を象徴する雄大な自然景観の保全・形成										

(3) 特徴的な景観づくりの方針

本市を特徴づける貴重な景観資源は、景観軸（線的景観）や拠点景観（点的景観）として位置づけ、良好な景観の形成に向けた方針を示します。

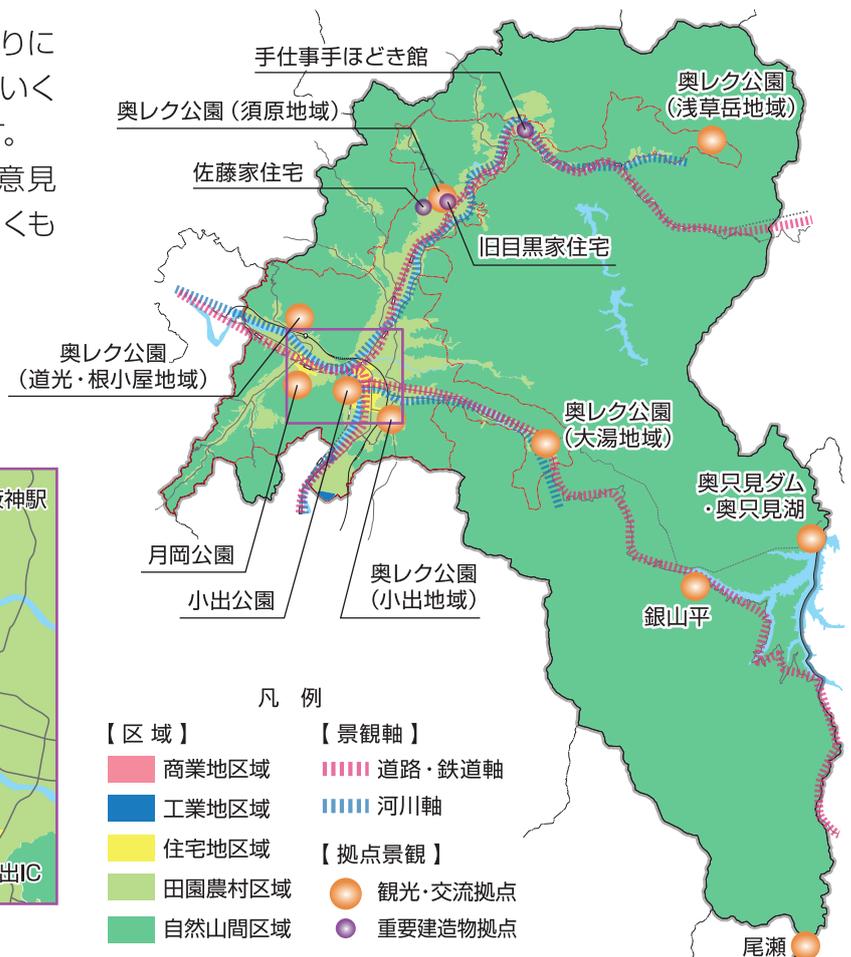
項目	方針				
<table border="1"> <tr> <td> </td> <td>● 緑豊かでうるおいのある道路・鉄道景観の形成 ● 魅力的なアクセス道路の形成</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>● 地域住民にうるおいを与える河川景観の形成 ● 川側からの眺めに配慮した一体的な景観の保全・形成</td> </tr> </table>		● 緑豊かでうるおいのある道路・鉄道景観の形成 ● 魅力的なアクセス道路の形成		● 地域住民にうるおいを与える河川景観の形成 ● 川側からの眺めに配慮した一体的な景観の保全・形成	
	● 緑豊かでうるおいのある道路・鉄道景観の形成 ● 魅力的なアクセス道路の形成				
	● 地域住民にうるおいを与える河川景観の形成 ● 川側からの眺めに配慮した一体的な景観の保全・形成				
<table border="1"> <tr> <td> </td> <td>● 美しい拠点景観の形成 ● 美化活動の推進やマナーの向上</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>● 歴史的・文化的価値のある建造物の保全・活用 ● 歴史・伝統的建造物との一体的な周辺景観の形成</td> </tr> </table>		● 美しい拠点景観の形成 ● 美化活動の推進やマナーの向上		● 歴史的・文化的価値のある建造物の保全・活用 ● 歴史・伝統的建造物との一体的な周辺景観の形成	
	● 美しい拠点景観の形成 ● 美化活動の推進やマナーの向上				
	● 歴史的・文化的価値のある建造物の保全・活用 ● 歴史・伝統的建造物との一体的な周辺景観の形成				
<table border="1"> <tr> <td>眺望景観 (山、田園等)</td> <td>● 魅力的な視点場 (眺望点) の形成と見通しの確保</td> </tr> <tr> <td>活動・演出の景観</td> <td>● 魚沼市の象徴的な景観等の保全・育成</td> </tr> </table>	眺望景観 (山、田園等)	● 魅力的な視点場 (眺望点) の形成と見通しの確保	活動・演出の景観	● 魚沼市の象徴的な景観等の保全・育成	
眺望景観 (山、田園等)	● 魅力的な視点場 (眺望点) の形成と見通しの確保				
活動・演出の景観	● 魚沼市の象徴的な景観等の保全・育成				

また、特に重点的・先導的に景観づくりに取り組んでいる地区や、今後取り組んでいく地区を、「重点地区」として位置づけます。

重点地区の指定は地域住民の要望や意見を踏まえて、適宜協議しながら進めていくものとしします。



市街地部 拡大図



第5章 良好な景観の形成のための行為の制限

(1) 行為の制限について

良好な景観を保全・形成するためには、周辺の景観に影響を与える行為を行う際に、景観を阻害しないような配慮が求められます。このため、景観への影響が大きい一定の行為（届出対象行為）を行う場合には、事前に市に届出を行い、必要に応じて助言・指導や勧告等を行うことにより、良好な景観の保全・形成を図ります。

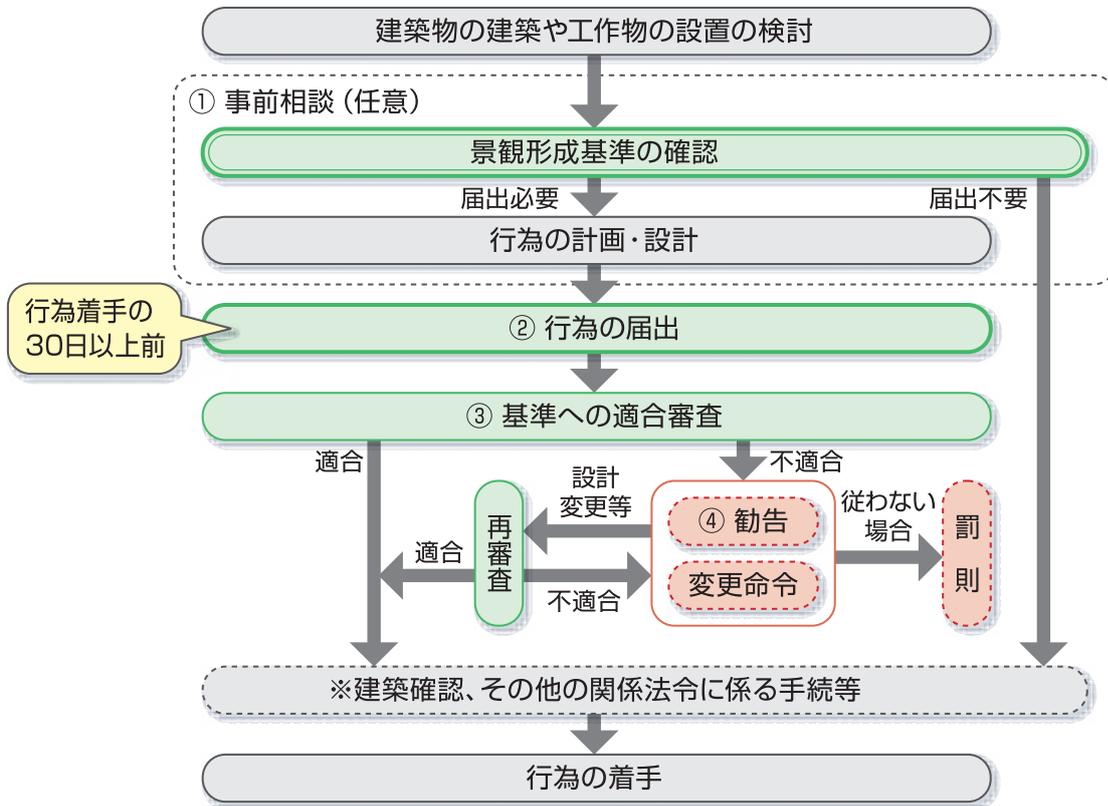


図 届出手続きの流れ

(2) 届出対象行為

届出対象行為		対象規模等
建築物	新築、増築、改築、移転	・延べ面積500㎡以上、又は高さ12m以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)
	修繕、模様替、色彩の変更等	・上記のもので壁面又は屋根面それぞれの総面積の1/2以上の変更
工作物	新設、増築、改築、移転	・築造面積500㎡以上、又は高さ12m以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)
	修繕、模様替、色彩の変更等	・上記のもので、外観の総面積の1/2以上の変更
開発行為	建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更	・面積3,000㎡以上(都市計画法に準拠)
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・面積3,000㎡以上、又は切土、盛土によって生じる法面・擁壁の高さが3m以上
植栽・伐採	木竹の植栽又は伐採	・面積1,000㎡以上
屋外の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ3m以上、又は面積500㎡以上かつ堆積期間が60日以上

(3) 景観形成基準

景観形成基準は、良好な景観づくりを行うための基準であり、届出対象行為に対して建築物や工作物等の意匠形態や高さ等、必要なものを設定します。また、景観形成基準は本市の景観形成の指針となるものであり、届出の対象とならない行為も含め、景観計画区域内で行うすべての行為について配慮すべきものです。

項目		基準																		
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境と一体となった、ゆとりある配置とするよう努める。 ・建物が連続する地域では、建物の壁面の位置などに配慮し、連続性のあるまちなみとなるよう努める。 																		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみに配慮した高さや規模とし、調和を図る。 ・高さは、周囲の眺望景観を妨げないよう配慮する。 ・規模の大きな建築物は、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。 																		
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や建物の形態は、著しく奇抜な形状や意匠は避け、周辺の建物との調和に配慮する。 ・屋根や外壁に使用する素材・色彩は、周辺の環境や周囲の建物に調和するように配慮する。 																		
		<ul style="list-style-type: none"> ・特に、山林・田園等の自然景観や歴史的建造物等の周囲では、周辺景観と調和する素材・色彩を使用するように努める。 ・外観の基調色には、推奨色を使用するように努め、禁止色は使用しない。 ・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>[基調色]</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0以上</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">禁止色</td> <td>10R~5Y</td> <td>—</td> <td>8.0以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※p7色彩基準参照</p>		[基調色]	色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0以上	4.0以下	禁止色	10R~5Y	—	8.0以上	上記以外	—	6.0以上
	[基調色]	色相	明度	彩度																
	推奨色	10R~5Y	3.0以上	4.0以下																
禁止色	10R~5Y	—	8.0以上																	
	上記以外	—	6.0以上																	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機や太陽光発電等の建築設備は、道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するよう努める。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や目隠しなどによる修景や建物と一体的に見えるデザインにするなど、建物との調和を図り、目立たないよう配慮する。 																			
外構・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場所に接する部分では、緑化や植栽に努め、周辺環境との調和を図る。 ・建物の周りは花や樹木の植栽により、うるおいのある空間を形成するよう努める。 																			
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観への影響を極力与えないように配慮する。 ・尾根近くにおいては、できる限り低い位置とし、稜線を乱さないよう配慮する。 																		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは、周辺の景観や眺望景観を妨げないよう配慮する。 																		
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、周囲に違和感を与えないような形態意匠とする。 ・基調色には、推奨色を使用するように努め、禁止色は使用しない。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>[基調色]</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0以上</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">禁止色</td> <td>10R~5Y</td> <td>—</td> <td>8.0以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※p7色彩基準参照</p>		[基調色]	色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0以上	4.0以下	禁止色	10R~5Y	—	8.0以上	上記以外	—	6.0以上
		[基調色]	色相	明度	彩度															
推奨色	10R~5Y	3.0以上	4.0以下																	
禁止色	10R~5Y	—	8.0以上																	
	上記以外	—	6.0以上																	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮し、敷地周囲の植栽に努める。 																			
土地開発行為の形態	切土・盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土は必要最小限とし、大規模な法面が生じないように努める。 ・法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努め、周辺景観との調和に配慮する。 ・開発後の状態が、周辺の景観と不調和にならないよう努める。 																		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・法面緑化や擁壁の前部緑化等に努める。 																		
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採は必要最小限とし、公共の場所等の遠方からの見え方に配慮する。 ・伐採後は周辺景観や植生に配慮した植栽等により景観の復元に努める。 																		
屋外の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、整然とした堆積とする。 																		
	緑化・遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ・極力公共の場所から容易に見えない場所とし、やむを得ず公共の場所から見える場合には、周囲に緑化や柵・塀等を設置し、周辺の景観に配慮する。 ・柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は周辺との調和に配慮する。 																		

色彩基準

色彩基準は、一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによる「マンセル表色系」で表します。

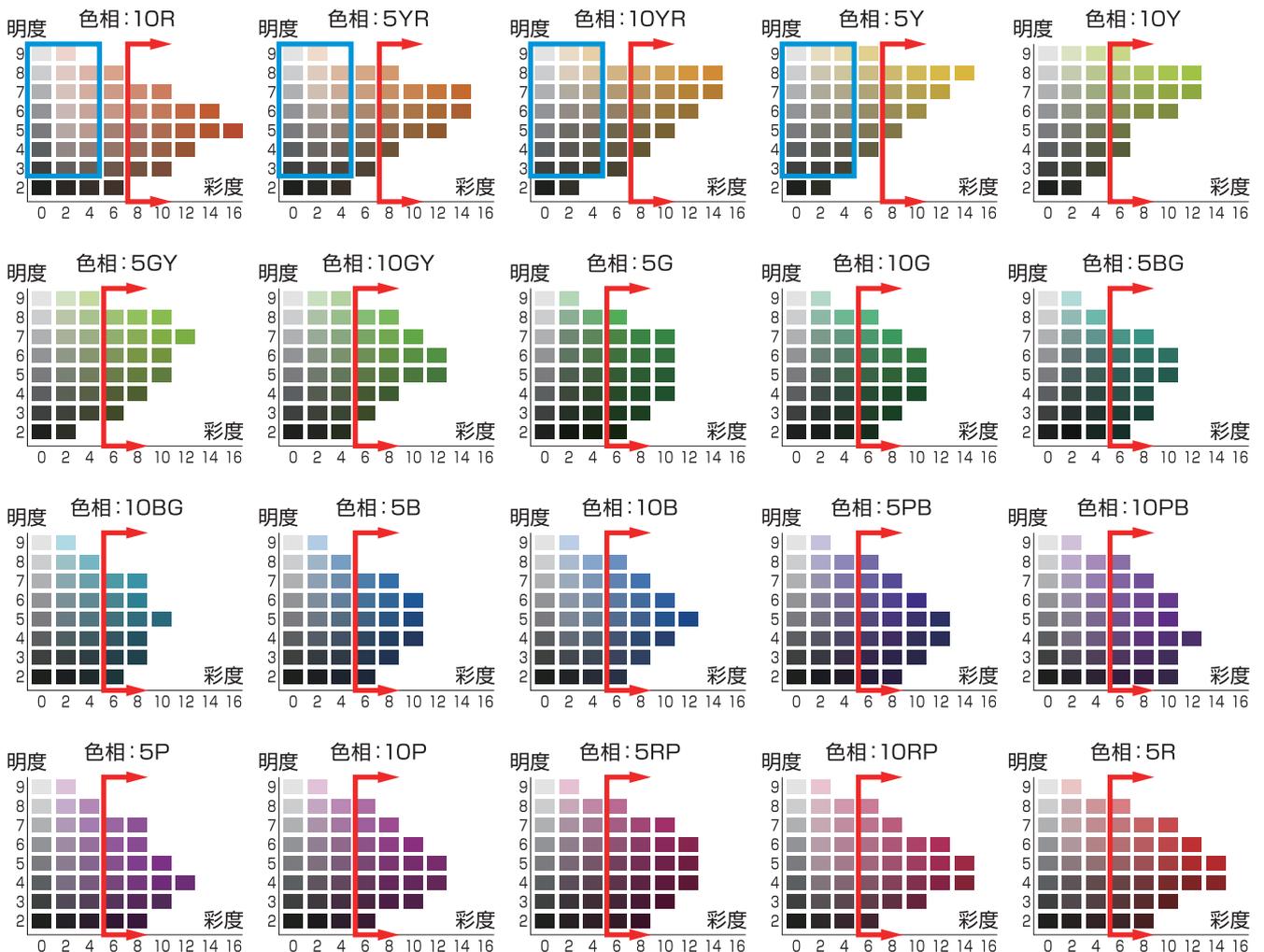
色相 色味（色合い）の違いを表します。赤（R）、黄色（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の5色と、さらにその中間に黄赤（YR）、緑黄（GY）、青緑（BG）青紫（PB）、赤紫（RP）を配し、10色相をもって構成します。色相の度合いを0～10の数字で示し、5R、10BGのように表記します。

明度 明るさの度合いを表します。0～10の数値で示し、数値が小さいほど暗く、大きいほど明るい色になります。

彩度 あざやかさ（色味の強さ）の度合いを表します。0～16程度までの数値で示し、数値が大きいほど鮮やかな色になります。最大の数値は色相によって異なり、白・黒・灰色などの無彩色は0となります。

推奨色  禁止色 

※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。



第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

魚沼市の良好な景観の形成を図る上で、特に重要な建造物及び樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、良好な景観の維持・保全・継承を図ります。

第7章 屋外広告物の制限に関する事項

屋外広告物は、建築物等と同様に景観に大きな影響を与える構成要素であるため、屋外広告物の制限に関する事項を景観計画に位置付け、建築物や工作物等の行為の制限と連携し、一体的な景観形成に努めます。

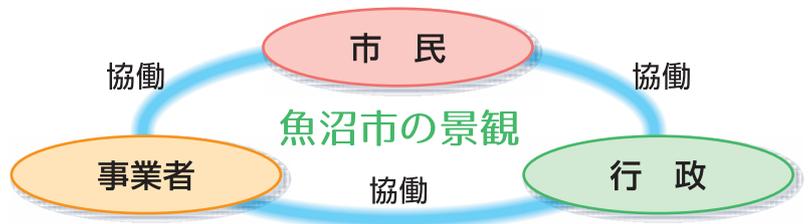
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観の形成を進める上で、骨格となる道路や河川、都市公園などの特に重要な公共施設を景観重要公共施設として位置付けます。

第9章 景観づくりの推進

(1) 協働による景観づくり

景観づくりを推進するためには、市民・事業者・行政などがそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが必要です。



(2) 推進施策

1 普及・啓発・人材育成

市民一人ひとりが景観に対する関心を持ち、主体的に景観づくりに取り組めるよう、普及・啓発や人材育成に取り組めます。

取り組み

- パンフレット等による情報提供
- イベント等による人材育成
- 景観形成ガイドラインによる周知

2 市民による景観づくりへの支援

良好な景観づくりを推進するにあたり、市民が行う景観づくりに関する活動に対して、支援を行います。

取り組み

- 協議の場の提供
- 景観形成行為に対する支援
- 景観づくり活動への支援

3 諸制度の活用

地域の景観づくりの状況に応じて、景観法に基づく下記の制度を活用し、景観づくりを推進します。

取り組み

- 景観法（景観地区、景観協定、景観整備機構、景観協議会 等）
- その他の法制度

(3) 推進体制

魚沼市景観計画の推進を図り、良好な景観づくりについて必要な事項を審議するため、「(仮称) 魚沼市景観審議会」を設置します。また、景観づくりに関する取り組みをスムーズに推進するため、庁内の建築や農業、観光等の関係する庁内各課と連携を図ります。

景観づくりを行うにあたっては、専門的な立場から助言や指導等を行う景観アドバイザー制度を創設します。



図 推進体制のイメージ

お問合せ先 魚沼市産業経済部都市整備課 〒946-8555 魚沼市今泉1488番地1 (広神庁舎)

TEL: 025-799-3134 FAX: 025-799-4488 E-mail: toshiseibi@city.uonuma.lg.jp